

ベンタムの功利主義における security 概念の検討

児玉聡

ベンタムの security 概念は彼の功利主義的政治思想の中で重要な位置を占めると同時に、誤解の多い概念でもある。よく知られているように、ベンタムの思想において security は、民法の四つの目的とされる security(安全)、subsistence(生存)、abundance(富裕)、equality(平等)の一つとして登場し、また、憲法論(政体論)の文脈では政府の悪政(misrule)を防ぐ方法として、いくつかの securities が論じられている。以下で見るように、それまで正義、自由、自然権といった言葉で語られていた自由主義的な思想を、ベンタムは security という概念を用いて整理しなおした。しかし、security という語が持つよく知られた二つのイメージ—ひとは、個人の自由よりも社会の秩序を優先するという意味での「自由と対立する security」というイメージ、もう一つは有産階級の所有権を守り貧しい者への富の再分配を拒否するという意味で「平等と対立する security」という顔—toに引っ張られ、ベンタムの security 概念は長い間誤解されてきた。もちろん、こうした理解が誤解であるというのはベンタム研究者たちの間でも異論のある主張であり、その主張の正しさを示すことが本論文の目的である。そこで、本論文ではベンタムの security 概念を、security と自由、security と平等の関係を中心に、テキストに即して検討する。なお、security は本文中では

基本的に原語で通す。安全、安心、保安、安全保障、等々の訳語を用いると、論点先取になる恐れがあるからである。

1. security と自由 (security は自由を侵害するか)

ベントム研究者たちの間で security 概念をめぐる論争があることはすでに触れたが、この概念と自由との関係をどう理解するかが、ベントムが個人の自由や権利をどの程度重視していたかの解釈の分かれ目となる。J・クリミンズは、近年のベントム研究のサーベイ論文の中で、ベントム解釈を権威主義的(authoritarian)な解釈と個人主義的(individualist)な解釈に分けている(Crimmins 1996)¹。権威主義的な解釈に立つ研究者は、ベントムが自由よりも security を優先させたことを問題視する。この解釈における security は、端的に言えば、「保安」を意味している。この解釈に立つ研究者として、D・ロング、J・ディンウィディ、C・バーミュラーなどがいる(Crimmins 1996: 752)。他方、個人主義的な解釈に立つ者は、個人が自由に各人の人生の目標を追求するために必要な枠組みとして security を理解する。F・ローゼン、P・ケリー、G・ポステマなどがこちらのグループに含まれる(Crimmins 1996: 754)。この立場では、security は自由と対立するものではなく、むしろ個人の自由な人生設計を可能とする土台となるものである。あえて訳語をつけるならば、security は「安全(保障)」を意味するだろう。

クリミンズやケリー(Kelly 1990)の議論に参考にして、権威主義的な解釈が成り立つ根拠をさらに詳しく見よう。クリミンズは権威主義的

¹ クリミンズによれば、この解釈の違いが生じるのは、「各人は何が自分の利益であるかについての best judge であるから、自分の利益を自由に追求できるべきである」という主張をベントムがどのくらい重視していたと見るかによると説明しているが(Crimmins 1999: 756)、以下に述べるように、security の解釈の違いにあると見た方が理解しやすいと考える(cf. Kelly 1990: 93)。

解釈を次のように規定している。「ベンタムの思想における反自由主義的傾向を強調する研究者たちは、……彼の哲学全般を啓蒙主義的計画——合理的根拠を持つ制度や政策を構築することにより、人々が個人および公共の福祉を最大化するように教育し、条件付け、そして／または指令すること——に根っこを持つ、原理に基づくまたは構造的な干渉主義(principled or structured interventionism)として述べる傾向にある。」(Crimmins 1996: 751-2)。この立場に含められるロングやバーミュラーらの権威主義的な解釈の要点は、ベンタムの自由概念は法と対置される消極的な自由概念であり、法による security の確保が個人の自由に優先するというものである。

ベンタムは基本的に自由を次のように消極的な仕方で理解している。「義務を作り出すことにより、法はその分だけ自由を削減する……自由に課されるあらゆる制約は、多かれ少なかれ、自然的な苦痛の感情が伴うものである……あらゆる強制的な法にはそれを作るべきでない理由が常に存在する……その理由とは、法が自由を制約するというものである」(Bowring, i. 301)。このように法と自由は本質的に対立するものであるが(cf. Rosen 1983: 68-9)、一方、security については、「法なくして security なし」(Bowring, i. 307)と述べられ、いわゆる自然状態には存在しえないものとされる。さらに、安全は自由に優先するとも述べられる。「自由は……一般の security に従属すべきである。というのは、自由を犠牲にすることなしに法を作ることとは不可能だからである」(Bowring, i. 303)。このように、自由は法によって制約され、安全が法によって作り出されるという前提のもとに、ベンタムが自由よりも安全を優先すべきだと考えていたのだとすれば、ベンタムが自由を軽視していたという解釈が成り立つのも無理はない(これを論点1とする)。

さらに、権威主義的解釈では、ベンタムのパノプティコン計画や全国慈善会社の提案(それぞれ、ベンタムが考案した刑務所改革案およびそれと類似した救貧院改革案。詳しくは小松 2002a, 2002b などを見よ)がしばしば引き合いに出され、ベンタムの権威主義的側面が強調される(Crimmins 1996: 757)。たとえばベンタムは救貧院改革案において、パノプティコン型の救貧院である勤労院(Industry House: the indigent と呼ばれる自活できない困窮した階層の人々が収容され、労働および職業訓練と引き換えに生存が保障される)について次のように論じている。「もし専制に類似したあらゆる状態からの security が自由であるとするれば、これまで不運だった[the indigent という]人々の集団の場合、自由がこれほどまでに[つまり、勤労院において実現している状態ぐらいに]ほぼ完全な形で存在したことはなかっただろう。しかし、自由は、その好ましい意味においては、法に制約を受けない力(lawless power)を意味する。この意味では、正直に言わなければならないが、[勤労院には]ほとんど自由が存在しないばかりか、まったく存在しないことが明白である」(Bowring, viii. 436n. []内の補足は筆者による)。また、ベンタムが再犯防止のための刺青を提案していたことも、権威主義的な解釈を支持するものとしてよく引き合いにだされる(Crimmins 1996: 759)。このように、パノプティコンや勤労院では生存(subsistence)や security の保障と引き換えに、徹底した生活管理によって個人の自由が大幅に制限されるため、少なくともこの種の人々に関しては、権威主義的な解釈が成り立つとされる(これを論点 2 とする)。

以上のような権威主義的な解釈に対して、個人主義的な解釈ないし自由主義的再解釈(liberal revisionist view)によれば、ベンタムの security の重視は個人の自由の尊重と両立するとされる。クリミンスはこの立場を次のように規定している。「個人主義的解釈は、ベンタムの思想に

における個人主義的前提を強調し、法は立法者ではなく個々人が自分に相応しいと思った仕方幸福を追求することを容易にするように作られるべきものとベントムが考えていたと指摘する」(Crimmins 1996: 754)。すなわち、法は個人の生に干渉するのではなく、制度や社会的関係を作り出したり安定させたりすることを通じて個人の生に枠組みを与えることにより、各人の善の構想の追求を容易にする(Postema 1986: 168; Crimmins 1996: 768)。さらに言い換えると、無法状態である自然状態における消極的自由を一部制限することにより、各人がそれぞれの善の構想を追求するための security が確保される。以下では、個人主義的解釈の立場に基づいた権威主義的解釈の批判を見ることによって、個人主義的解釈の立場を明らかにする。

まず、先に見たように権威主義的解釈によれば、ベントムの考えでは一般に Security が自由に優先するため、干渉主義的な法によって各人は善の構想を自由に追求することができないとされる(論点 1)。だが、個人主義的解釈に立つと、このような解釈は security 概念の誤解に基づくものと見なされる。ローゼンによれば、そもそもベントムは security という語を「政治的自由は security に存するか、あるいは少なくとも各人が自分の security について持つ意見に存する」と述べたモンテスキュー(Montesquieu 1989: 188, cf. 157)から借用したとされる(Rosen 1996: xxxv; Rosen 2003: 146)。しかし、ケリーが述べているように(Kelly 1990: 77 note 22)、ベントムの security の使い方は彼独自のものであり、その概念を正確に把握する必要がある。とりわけ重要なのが security と期待(expectations)との関係であり、ポステマ(Postema 1986: ch. 5)やケリー(Kelly 1990: ch. 4)らは security を期待ないし期待を保障することによって得られる効用と結びつけることにより、security 概念の重要性を説明している。期待とは、法や慣習といった公

的規則の体系に基づく信念を指し、期待に由来する効用(expectation utilities)とは、そのような規則体系を持つことから生じる効用のことを指す(Kelly 1990: 77)。ヒューム流に言えば、コンヴェンションから生じる効用を保障することが security の役目である。

この点に関して、ベントム研究者によってしばしば引用されるベントム自身の記述を長めに引用しておく。「security の原則に与えられるべき範囲全体について明白な観念を形成するために、次のことを考える必要がある。すなわち、人間は、快の享受にしても苦痛にしても現在のものに制限されている動物とは異なり、予期による快苦を持ち、それゆえ実際の損失から守ってやるだけでは十分でなく、将来の損失からも可能なだけ財産を守ってやることを保証する必要がある。security の観念は人の想像力が及ぶ限りの展望全体にわたって延長されなければならない」(Bowring, i. 308)。たとえば財産について考えてみると、財産が盗まれたり没収されたりする目下の危険から守られているだけではなく、今後も財産が突然没収されたりする危険からも守られていなければ、人は不安に由来する苦痛で苦しむであろうし、また努力して財産を貯めようという動機も働かなくなるだろう。このように期待を守ってやることは所有制度の重要な目的であるが、ケリーやポストマはさらに進んで、期待を保障することによって一貫した人生を構築できるという意味で期待の保障はあらゆる善の構想にとって必須であり、それゆえベントムの思想において期待の保障はロールズのプライマリー・グッズに比する位置にあるとする(Postema 1986: 162; Kelly 1990: 87)。ベントムは上の引用の続きで次のように述べている。

「先のことを考えるというこの性向は、人間が置かれた状況に大きな影響を与えているものであるわけだが、これを期待—将来に対する期待—と呼ぶことができる。期待があるからこそ、われわれは一般的な

行動計画を立てられる。期待があるからこそ、一続きの人生を構成している継起する各瞬間が分離独立した点ではなく、連続的な全体の一部となるのである。期待は現在と未来のわれわれを統合し、われわれを超えて将来の世代へと広がる鎖である。個人の感受性はこの鎖のすべての輪を通じて延長している」(Bowring, i. 308)。このような期待の鎖あるいは流れを保障し、余計な干渉をしないことは、功利主義の観点から一個人の生に積極的に干渉することによってではなく、securityを保障された各人が自己の幸福を自由に追求することにより最大幸福の達成を目指す(cf. Crimmins 1996: 755) —正当化される。「期待の流れを侵害から守ること、功利性がこの広大な領域について命じることができるすべてのことの本質がこの一言に集約される」(UC xxix, 6, quoted in Kelly 1990: 83)。このような期待と結び付けられた security 概念は、政府による身体や財産の保護ばかりでなく、個人の生活への過度の干渉の排除を含意するはずであり、これが個人主義的な解釈を生み出す最大の理由となっている。

次に、困窮して自活のできない人々の自由が生存の保障という名目で大幅に制限されるという論点(論点 2)について見る。ベントムの全国慈善会社の提案を検討したバーミュラーは、ディンウィディらと同じく(Dinwiddy 1989: 91ff)、勤労院に入った人々が生存のために自由を失うことを問題にしている(Bahmueller 1981)。しかし、ケリーは、困窮して自活できない人々はそもそも自由を享受するための最低限の物理的条件を備えていないのだから、勤労院に入ると自由を奪われるというバーミュラーの議論はおかしいと主張している(Kelly 1990: 117)。「ベントムにとっての選択は、純粹に名目的な自由—これは、困窮した者にとっては飢えで死ぬか犯罪を行なうか現体制を暴力で転覆するかを選ぶ自由である—を引き続き享受するか、あるいは、市場に戻る

ことができるようになるまでの間、生存のための最小限の物理的状況が保障されそれを享受するかである。たしかに自由がいくらかは失われるが、引き続き生存することによる利益および[勤労院で得られる]教育や医療によるその他の利益がこの損失を上回るとベントムが考えていたことは明らかである」(ibid.)。このように、生活の手段を持たない困窮した人々においては、干渉されない自由(消極的自由)が最も重要な価値であるとは言えず、自由の部分的な制限は、ちょうど幼児や子供の場合と同じように、生存あるいは長い目で見た自由の観点から正当化される²。

以上のように、個人主義的解釈においては **security** は各人が人生設計を作りそれを追求するための土台を提供するものであり、政府による個人の生への過度な干渉を正当化するものではないとされる。しかし、ベントムが本当に個人主義的立場—あるいはケリーの言う「中立主義的リベラル」(Kelly 1990: 94, 106)の立場—を擁護していたとすれば、彼は近現代のリベラルの政治哲学で要となる自由や権利、あるいは正義という言葉を用いて以上の考えを述べることもできたはずである。彼があえてそれらの言葉を使わなかったのは、そうした概念に対する軽視があるのではないか、という疑念が湧く。この問題について以下で簡単に検討する。

「自由」と「権利」について言えば、両者は 1776 年のアメリカ独立革命と 1789 年のフランス革命において革命勢力の旗印となった言葉であるが、周知のように、ベントムは専制からの解放という革命の目的自体には同情的だったが、革命の背景となった自然権の思想には非常に批判的であった(たとえば以下を参照せよ。Hart 1982: chs. 3-4;

² この議論は、実質的な自由のためには単に干渉されない自由だけではなく一定の財ないし資源を有している必要があるというリバタリアニズムに対する批判と通じている。たとえば Kymlicka 2003 の 4-2(b)を見よ。

Kelly 1990, 56; 児玉 2002)。ここでは詳細を論じる余裕はないが、自由や権利といった言葉はその内容が多義的であるばかりでなく、感情をかき立てる「情動的な言葉」(Dinwiddy 1989: 76)であり、ベンタムはこれらの語を使うことを好まなかった。「自由という語に代わる言葉がある場合は、わたしはその語を会話で用いることはない。ちょうど、医師が命じなければ食事でブランディを飲まないのと同じように。どちらも理解力を曇らせ、感情をかき立てるから」(UC c, 170; quoted in Kelly 1990: 96)。しかし、この点が重要であるが、ベンタムはこれらの語を使うことを避けたが、その内実までを放棄したわけではない。自由や権利は security(または securities)という言葉に姿を変えてはいるものの³、彼の政治思想の中で生きている。「自由が法の主要な諸目的[民法の諸目的である生存、security、富裕、平等]に含まれていないことに驚くかもしれない。しかし、明確な概念を持つためには、自由を security の一部門とみなすことが必要である。すなわち、個人的自由とは、個人に影響を及ぼす種類の害悪に対する security のことである。他方、政治的自由について言えば、これは security のもう一つの部門、すなわち、政府の成員による不正義に対する security である」(Bowring, i. 302)。このように自由が security の一部門として理解される一方で、自然権は security という語に置き換えられる(Bentham 1990: 23a.)。また、「正義」について言えば、ヒューム流の仕方で功利性へと還元主義的に説明されたのちに、やはり「期待」や「security」という語によって置き換えられ、姿を消す(Postema 1986: ch. 5)。とはいえ、正義の議論においてヒュームやスミスが重視していた所有権の保護が軽視されるわけではなく、所有権は先に見たように期待と結び付けられ、所有

³ また、自由や権利についてベンタムが見出した概念の混乱は取り除かれ、功利原理に従属するものとして鑄造し直されているため、その内実はいくらか変化している。この点については詳しくは稿を改めて論じたい。

権の安定が功利主義によって正当化されることになる (Bowring, i. 308-9)。

ベンタムの思想においては、このようにリベラルな政治思想における重要概念を指す語が姿を消し、代わりに security が「功利性という主権者の原理の第一の副官」(Postema 1986: 168)として民法典や憲法典で重要な役割を果たすことになった。皮肉なのは、概念的に混乱し情念をかき立てる自由や権利といった言葉を避けて security という言葉をベンタムが選んだがために、今度は security の通常の意味に引っ張られてベンタムの思想が誤解を受けることになったということである。security の重視が個人の自由の軽視につながるという解釈が当たらないことは今論じてきたとおりである。次に、security の重視は財産の平等あるいは財の再分配を禁じるブルジョワ的イデオロギーだという見解を検討する。

2. security と平等 (security は平等を侵害するか)

ベンタムが民法の四つの目的として生存、security、富裕、平等を挙げたとき、彼は生存と security の目的が富裕や平等に優先するとし (Bowring, i. 303)、security と平等の関係については「security と平等が対立するとき、まったくためらうべきではない。平等が道を譲るべきである」 (Bowring, i. 311)と述べた。このような主張はマルクス主義的傾向を持つ研究者たちによって批判され、財産の平等よりも有産階級の所有権の安全を優先させるベンタムの主張はブルジョワ的であり、民主主義の根幹にある平等の精神に反すると非難される。たとえば、C・B・マクファースンはベンタムの上の主張を取り上げて、功利原理が持つ平等主義の精神が、経済的効用の最大化を第一目的とする資本主義を受け入れたためにだめになっていると論じている

(Macpherson 1977: 29-30; cf. Rosen 1983: 223)。また、岩佐幹三も、ベンタムの「立法者は[財の]分配を、実際に確立された姿で維持すべきである。これこそが、正義という名のもとで、正当にも彼の第一の義務とみなされているものである」(Bowring, i. 311)という主張を根拠に、「ベンタムの安全の核心は、まさに私的財産所有関係の安全に他ならなかった」と述べ、「その理論のブルジョア的性格」を指摘している(岩佐 1979: 74)。さらに言えば、このような理解は経済学の教科書レベルの記述においても見られる。「この場合注意すべきは、ベンサムが、立法をおこなう際に考慮すべき目的としてかれが列举する、生存、豊富、安全、平等などのうち、とりわけ安全を重視し、社会秩序の安全と平等とが衝突する時には安全を優先させるべきだと考えていることである。それはまさに私有財産権の保障を軸とする資本主義的生産関係の確立という時代の要請にこたえるものであった。ロックの財産論がもっていた平等主義的性格は、産業革命後に普及したベンサムの功利主義では希薄になり、それはむしろリカードウ派社会主義やオウエン主義の社会主義的市民社会論に受け継がれていったのである」(杉原四郎 他 1977: 175)。先の security と自由の関係を論じた節においては、権威主義的解釈をするロングらが、法と不可分に結び付けられた security が自由と相容れないことを強調したのに対し、ここでは、security の議論が経済制度との関係で論じられ、security 概念は所有権を神聖化することにより財の平等な配分を不可能にするものとして批判されている。

しかし、ベンタムが平等よりも security を重視した背後には自由放任型の資本主義を支持する動機があるとするこの見方には明確な根拠はないと思われる。むしろ、J・スタイントレーガーが指摘しているように、security を平等に優先させるべきだと主張したさいにベンタムの念頭にあったのは、フランス革命期に私的所有権の廃止あるいは財産

の平等を唱えたジャコバン派の主張であっただろう (Steintrager 1977: 62)。すなわち、ベントムが反対していたのはあらゆる富の再分配ではなく、levelling system と呼ばれるような私的所有制度の徹底的な解体だったと思われる (Bowring, i. 358-364; cf. Kelly 1990: 197)。以下ではまずこの点について見る。次に、期待と結び付けられた所有権の安定が功利主義的に見て有用であることはすでに述べたが、それにも関わらず、困窮した人々のために強制的な課税がときに正当化されうるという論点を見る。

ベントムが『民法典の諸原理』において「平等」⁴に関して繰り返し述べているのは、もし私的所有制度が廃止されたならばどうなるかということである。「もしも定期的にすべての財産が平等に分割されたなら、確実に結果するのは、ただちに分割すべき財産がなくなるという事態であろう。すべてはただちに失われるだろう。その分割によって利益を得るはずだった人々は、犠牲を強いられた人々と同様に、苦しむことになる。勤勉な者の取り分が怠惰な者の取り分と同じであるなら、勤勉になる動機が無くなるだろう」 (Bowring i. 303)。このように、財産を平等にすることを目的として定期的に財産を再分配するならば、努力に応じて財を蓄積できないために勤労意欲も失われてしまい、その結果分配すべき財は減少するかまったく失われてしまう。さらに、財の平等化のために国家による個人の生活への絶えざる介入が必要となり、個人の自由が侵害されるであろう (Bowring i. 312)。それゆえ、平等を security よりも優先させることは功利主義的に見て好ましくないとされる⁵。

⁴ この文脈で出てくる「平等」は、財産の配分に関わる平等である (Bowring, i. 302 note)。

⁵ 以上の議論をベントムはヒュームから学んだように思われるが (Hume, 1998: 91)、この議論がノージックの富の再分配反対の議論に通じることは、ケリー (Kelly

このように、ベンタムは所有権を廃棄するような平等の追求を強く批判しているが、それは平等という価値を絶対視した場合のみであり(「絶対的な平等は絶対的に不可能である」 Bowring, i. 361)、所有権の安定を維持しつつ平等を追求すること、あるいは「不平等を削減すること」(Bowring, i. 311)は否定されない。そもそもベンタムは財の平等をのちに限界効用逓減の法則として知られる考え方によって基礎づけており(Bowring, i. 304ff.)、社会における財がある程度平等に配分されることが功利主義的に見て価値があることは否定するどころか積極的に肯定している。問題は、いかに現存の所有制度が生み出している期待の安定性を脅かすことなく、そのような不平等の削減を実現するかである。私見ではベンタムのこの現実的な問題設定こそが、革命ではなく改革による変革を望んだ彼の真骨頂である。

この security と平等の両立というテーマに関してベンタムが提案している有名な事例は、死後に妻や夫や親族のない人の財産の一部を国が没収して再分配に使うというアイディアであるが(Bowring, i. 312)、この他にも、奴隷制を廃止する際には漸進的に行なうことで security を配慮し、その結果解放による幸福をよりよく実現することができる、という主張も見られる(Bowring, i. 312-3)。また、商業的自由と所有権の security が確保された社会が発展することによって、人為的な介入がなくとも次第に財産の平等化の方向に進むという指摘もなされている(Bowring, i. 313)。最後の点に関しては岩佐が楽観的予測と評しているが(岩佐 1979: 75)、重要なのは security と平等のいずれかの目的を達成すれば良しとするのではなく、その両者に優先順位を付けた上で、両者の目的を達成できるような方法を考えようとした態度である。

しかし、漸進的な平等化を悠長に待ってられない階層もあると主

1990: 127)も指摘するとおりである。

張されるかもしれない。すでに出てきた *the indigent* の階層の人々、すなわち困窮し自活できない人々は、漸進的な平等化を待つ前に飢えて死ぬことになるかもしれない。このような人々に対しては、*security* を確保するだけでは生存を保障できない可能性が高いが、ベンタムは所有権の絶対的優先性の観点から政府による救済を認めなかったのだろうか。たしかに『民法典の諸原理』では *security* の確保を通じた消極的な生存の保障が中心に論じられているが、ケリーも指摘するように(Kelly 1990: 114)、ベンタムは課税(*forced contribution*)を通じた積極的な生存の保障も提案している。困窮した人々を救うには慈善(*voluntary contribution*)が(1)確実性、(2)負担の不平等性、(3)配分制度の欠如の観点から不適切であることを指摘したあと、ベンタムは次のように述べて課税による最低限の生活保障が正当化できるとしている。

「困窮した者の、困窮者としての権限は、余剰の所有者の、所有者としての権限よりも強い。というのは、放置された困窮者にやがて訪れる死による苦痛は、一定の余剰が奪われたことによって金持ちに生じる期待が損なわれることによる苦痛よりも、常に大きな害悪だからである」(Bowring, i. 316)。ケリーは困窮者を救済することによって彼らが犯罪に走ることを防げるため、他の人々の *security* を保つことができるという点も指摘しているが(Kelly 1990: 115)、重要なのはベンタムがこのように人々の生存を保障するために *security* がある程度妥協されなければならないことを認めており、その意味で彼が生存権を平等に保障していたと言えることである。

ケリーが指摘しているように(Kelly 1990: 114)、困窮した人々の救済というテーマは 1790 年代後半の救貧法改正の議論におけるベンタムの全国慈善会社の提案へとつながっていくが、ここでもまた重要なのは、ベンタムが勤労院を民営化することを主張している点である

(Bowring, viii. 369ff)。民営化の主張はもちろん効率性の観点からも擁護されるが、福祉を目的とした課税による security の減少をいかに防ぐかというテーマを看取することができる。ベンタムは資本者階級的視点から財産の平等を軽視したわけでもないし、困窮した人々の救済を拒否したわけでもなく、いかにすれば生存や(経済的)平等という目的が所有権の安定を通じた社会の発展と両立させることができるかという問題関心から取り組んだのである(cf. Kelly 1990: 199)。

結語

ここまでの議論をまとめておこう。ベンタムの政治思想における security の重視が個人の自由の否定につながるという権威主義的な解釈は誤解であり、むしろ各人の期待の security を確保することにより、各人は自分の善の構想を自由に追求することができる。また、security の重視が財の平等な配分の軽視につながるというマルクス主義的な理解も同様に誤解であり、ベンタムは security を可能な限り重視することにより社会の安定した発展を保障すると同時に、社会の成員の経済的な平等や社会保障の実現を達成しようとしていたと考えられる。

クリミンスは先の論文の結論部分において、security 概念が持つ分配的要素は、最終的にはその上位の原理である功利原理が持つ総和最大化の考慮に道を譲ることになる点を指摘して個人主義的解釈を批判している(Crimmins 1996: 775)。だが、2 で見たように、security、生存、富裕、平等に優先順位を付けつつもいずれかを絶対視することなく、対立する場合には上位原理である功利原理に訴えることによって柔軟な形で解決しようとする方法論は、アメリカ独立宣言やフランス人権宣言のように自由や平等といった自然権を不可侵のものとして単に羅

列するよりもはるかに現実的であり⁶、個人の自由と公共の福祉のバランスを巧みな仕方を取る方法として、肯定的に評価されてしかるべきだと考える。

参考文献

本文中に出てくる 'Bowring, i.' は、John Bowring 編集による Works of Jeremy Bentham (11 vols., Edinburgh, 1843). の第一巻を指す。また、UC xxix, 6 は University College London にあるベンタムの草稿(box 29, p. 6)を指す。

Bahmueller, C.F. 1981. *The National Charity Company*. University of California Press.

Bentham, J. 1990. *Securities against Misrule and Other Constitutional Writings for Tripoli and Greece*. Clarendon Press (Oxford).

Bentham, J. 1996. *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation*. Oxford University Press.

Crimmins, J.E. 1996. 'Contending Interpretations of Bentham's Utilitarianism.' *Canadian Journal of Political Science*, 29(4).

Dinwiddy, J. 1989. *Bentham*. Oxford University Press.

Hart, H.L.A. 1982. *Essays on Bentham*. Oxford University Press.

Hume, D. 1998. *An Enquiry concerning the Principles of Morals*. Oxford

⁶ 永井によれば、ベンタムが「安全、生存、豊富、平等」を民法の基本原則として挙げるのは、フランス人権宣言のいくつかのバージョンのなかの「自由、平等、所有」や安全が入れられているものが念頭にある(永井 2002:195)。だとすれば、フランス人権宣言を激しく批判したベンタムが、その欠点を克服するような形で四つの目的を提示することを試みたのは明らかである。

University Press.

Kelly, P.J. 1990. *Utilitarianism and Distributive Justice*. Clarendon Press (Oxford).

Kymlicka, W. 2003. *Contemporary Political Philosophy* 2nd Edition. Oxford University Press.

Long, D.G. 1977. *Bentham on Liberty*. University of Toronto Press.

Macpherson, C.B. 1977. *The Life and Times of Liberal Democracy*. Oxford University Press. (C.B. マクファーソン、『自由民主主義は生き残れるか』、田口富久治訳、岩波新書、1978年)

Montesquieu. 1989. *The Spirit of the Laws*. Cambridge University Press.

Postema, G. 1986. *Bentham and the Common Law Tradition*. Clarendon Press (Oxford).

Rosen, F. 1983. *Jeremy Bentham and Representative Democracy*. Oxford University Press.

Rosen, F. 1996. 'Introduction.' pp. xxxi-lxxviii in Bentham 1996.

Rosen, F. 2003. *The Classical Utilitarianism From Hume to Mill*. Routledge.

Steintrager, J. 1977. *Bentham*. George Allen & Unwin.

岩佐幹三. 1979. 『市民的改革の政治思想：ベンタムとイギリス急進主義研究序説』. 法律文化社.

児玉聡. 2002. 「ベンタムの自然権論批判」. 『倫理学研究』 32: 76-87.

小松佳代子. 2002a. 「J.ベンサム の National Charity Company 構想」. 『流通経済大学論集』 36(3): 1-13.

小松佳代子. 2002b. 「 J.ベンサム 『パノプティコン』 再考」. 『流通経済大学論集』 37(2): 19-29.

杉原四郎他. 1977. 『古典学派の経済思想』. 有斐閣新書.

永井義雄. 2003. 『イギリス思想叢書 7 ベンサム』. 研究社.

(こだまさとし 東京大学)